

## 公示

次のとおり、企画提案競技（企画コンペ方式）の募集を行います。

令和6年6月25日

収支等命令者 佐賀県健康福祉部障害福祉課  
課長 黒田 哲也

委託業務名：

令和6年度佐賀県医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業

### 1 目的

県では、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や重症心身障害児等（以下「医療的ケア児等」という。）の地域生活支援の向上を図るために、地域の障害児通所支援事業所、保育所、放課後児童クラブ及び学校等において医療的ケア児等への支援に従事できる者を養成するための研修及び医療的ケア児等の支援を総合調整する者（以下「コーディネーター」という。）を養成するための研修を実施します。

当該研修を効果的に実施するため、「令和6年度佐賀県医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業」業務の委託事業者を募集します。

### 2 業務委託に係る仕様

業務委託の仕様は、別添の「令和6年度佐賀県医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業業務仕様書」に基づくものとします。

### 3 委託条件等

- (1) 委託期間 契約締結日から令和7年（2025年）3月31日まで
- (2) 委託料上限額 1, 884千円（消費税額及び地方消費税額を含む）

### 4 参加要件

本件企画コンペに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の日の 6 か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## 5 公募スケジュールと内容

### (1) 質問受付

- ① 受付期限 令和 6 年 7 月 3 日（水） 17 時まで
- ② 受付方法 電話又は電子メール

※電話の場合は、上記①の受付期限までの平日・毎日 9 時～17 時とします。

※質問に対する回答は、令和 6 年 7 月 5 日（金）正午までに佐賀県公式サイトへ掲載します。

### (2) 参加資格の確認

本件企画コンペに参加を希望する者は、以下のとおり参加資格確認申請書（関係資料を添付）を末尾記載の担当課に提出し、参加資格の確認を受けること。

- ① 提出期限 令和 6 年 7 月 9 日（火） 17 時 ※ 必着
- ② 提出方法 郵送または持参

③ 提出書類 以下のア～ウの書類一式を1部

ア 参加資格確認申請書（様式1）

イ 欠格条項に該当しない旨の誓約書（様式2）

ウ 会社概要（パンフレット等で可）

(3) 企画提案書の提出

上記参加資格の確認を受けた者は、以下の通り企画提案書等（様式3～様式7）を担当課に提出すること。

① 提出期限 令和6年7月17日（水） 17時 ※必着

② 提出方法 郵送または持参

③ 提出書類 以下のア～オの書類一式を6部

ア 企画提案書（表紙）（様式3）

イ 見積書（様式4）

ウ 法人に関する調書（様式5）

エ 実績調書（様式6）

オ 提案内容（様式7）

(4) 審査

上記(3)の提案書等の内容を別添の審査基準に照らしてプレゼンテーションによる審査を行います。審査の結果は、全ての参加者に文書で通知します。

企画提案プレゼンテーションについて

① 日時 令和6年7月22日（月） 14時～

② 場所 佐賀県庁旧館3階 こども局内会議室

※プレゼンテーションは参加者ごとに行います。参加者ごとの開始時間は別途連絡します。

※新館エレベーターをご使用のうえ、案内板に沿ってお進みください。  
ご不明な場合は、佐賀県障害福祉課までご連絡ください。

(5) 留意事項

① 企画提案書は申込者1者につき1通のみ受け付けるものとし、提出期限後の差替え及び撤回は認めません。また、提出書類は返却しません。

② 虚偽の記載をした企画提案書は無効とします。

③ 前記参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書は無効とします。

④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とします。

⑤ 提出書類に関して、提出後、確認や書類の追加を依頼することがあります。

⑥ 郵送の場合は、配達記録が確実に残る方法とすること。

## 6 契約締結の手続き

### (1) 契約締結

- ① 県は、上記5(4)の審査の結果、契約の相手方を決定したときは、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)に定める随意契約の手続きにより、契約書を取り交わします。
- ② 契約の相手方は、収支等命令者から交付された契約書に記名押印し、決定通知を受けた日から14日以内に収支等命令者に提出しなければなりません。ただし、収支等命令者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではないものとします。
- ③ 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとします。

### (2) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければなりません。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、免除します。

- ① 国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合
- ② 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなる恐れがないとき。

(佐賀県財務規則第115条第3項第4号、第7号)

## 7 担当課(問い合わせ先、書類提出先)

佐賀県 健康福祉部 障害福祉課(地域生活支援担当)

住所：〒840-8570 佐賀市城内1-1-59(佐賀県庁新館3階)

電話：0952-25-7064 FAX：0952-25-7302

E-mail：shougai-fukushi@pref.saga.lg.jp